

日本社会心理学会大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度規程

第1条（目的）

本会は、若手会員の優れた研究の海外における学会発表を支援するために、大学院生・若手研究者海外学会発表支援制度（以下「本制度」という）を設ける。海外における学会発表（以下「海外学会発表」という）とは、当制度募集年度の翌年度（以下「当該年度」という）に海外で開催される国際的な学会において、単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表等を行うことである。本制度は、2004年制定の大学院生海外学会発表支援制度、国際学会シンポジウム企画補助金制度の精神を引き継ぐものである。

なお、海外で開催される英語を主要言語とする国際的な学会がオンラインまたはオンデマンドで開催され、渡航せずに参加・発表した場合も支援の対象とする。

第2条（選考委員会）

本制度の候補者選考のため、本会に海外学会発表支援制度選考委員会（以下、選考委員会）をおく。選考委員会について、次の通り定める。

1. 構成

（1）委員長1名

研究支援について会長に指名された担当常任理事をあてる。

（2）委員4名

常任理事会の議を経て、担当常任理事により委嘱される。

委員は理事及び正会員からなる。ただし、理事を1名以上含むものとする。

2. 任期

選考委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3条（応募資格と選考枠）

本制度には、大学院生の選考枠と若手研究者の選考枠を設ける。それぞれの応募資格は、次の通りとする。ただし、いずれの選考枠においても、当該年度の日本学術振興会特別研究員に採用が内定している者（継続採用者を含む）は応募資格を持たない。

1. 大学院生選考枠

次の全ての要件を満たす者とする。

（1）当該年度の4月1日時点で大学院の課程に在籍している者。

（2）募集年度及び当該年度の本学会会費を納めている者。

（3）過去にこの制度（大学院生選考枠）または2004年制定の大学院生海外学会発表支援制度に基づく支援を受けたことがない者。

2. 若手研究者選考枠

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 募集年度の応募時点で、(課程)博士号を授与されてから 5 年以内の者あるいは博士課程において所定の単位を修得して退学してから 5 年以内の者で、自らの研究費によって旅費等を支出することが困難な者。
- (2) 募集年度および当該年度の本国会費を納めている者。
- (3) 過去にこの制度の若手研究者選考枠で支援を受けたことがない者。

第4条 (募集)

本制度の募集は、募集年度の 3 月末日を期限とし、会報、本会ホームページ、メールニュース等を通じて選考委員会もしくは担当常任理事が行う。

第5条 (選考)

本制度の選考は、次の手続きを経て行われる。

- (1) 選考委員会は、本制度の応募者のうち、優れた研究業績と研究発表計画を提出した数名程度を候補者として、常任理事会及び理事会に推薦する。
- (2) 選考委員会により推薦された候補者は、常任理事会及び理事会の承認を経た後、支援対象者として決定される。
- (3) 選考結果(支援対象者名)は会報、学会ホームページ、メールニュース等を通じて公表し、総会で報告される。

第6条(海外学会発表支援金)

上の手続きで選考された支援対象者は、海外発表支援金を受け取る。
その用途は以下の範囲とする。

- i) 渡航して研究発表した際の旅費(航空運賃および宿泊費)
 - ii) 参加した学会の参加費
 - iii) 発表ポスターの英文校閲、口頭発表原稿の英文校閲と発表指導料(ただし、英文翻訳は認められない)。
- ii) およびiii) については、渡航の有無にかかわらず支援の対象となる。

支援対象者に対する支援金額の上限は10万円とする。ただし、アジア以外の地域で開催される学会に現地で参加した場合の上限は、15万円とする。

支援対象者は、発表を申請した学会の参加を証明する書類、領収証(航空券、参加費、校閲費等)を添付した申請書を事務局に申告することで支援金を受け取ることができる。その際、当該の学会発表において他の資金から支援を受けているかどうかを併せて報告しなければならない。原則として他の資金から得る支援と同一の費目に本支援金を使用することはできない。

第7条 (辞退)

選考後、当該海外学会発表が不可能になった支援対象者は、その旨を本会に申し出て、支援金を辞退する。

第8条(支援対象者への期待)

支援対象者は、海外学会発表後、当該発表成果をベースにした研究論文を「社会心理学研究」あるいは国際的な学術雑誌に投稿することが期待されている。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は 2013 年 11 月 25 日から施行される。
- 三. 2018 年の一括改訂に伴い、2017 年 10 月 27 日の改訂を削除。
- 四. この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。
- 五. この規程は 2023 年 4 月 15 日から施行される。